

令和 6 年 2 月 2 6 日

第 1 回 笠松町議会定例会議案

目 次

- 第 6 号議案 令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分の承認について
- 第 7 号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第 8 号議案 笠松町教育振興基金条例について
- 第 9 号議案 笠松町飼い主のいない猫対策基金条例について
- 第 10 号議案 笠松町企業立地促進条例について
- 第 11 号議案 笠松町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第 12 号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
- 第 13 号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 第 15 号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 17 号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 18 号議案 笠松町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 第 19 号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 20 号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 21 号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 22 号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 第 23 号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 24 号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 第 25 号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町水道事業布設工事監督者の

配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する
条例の一部を改正する条例について

第 26 号議案 教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約の締結につ
いて

第 27 号議案 米野 5 2 号線坂路改修工事請負契約の一部変更について

第 28 号議案 町道の路線認定について

第 29 号議案 令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（第 9 号）について

第 30 号議案 令和 5 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）に
ついて

第 31 号議案 令和 5 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について

第 32 号議案 令和 5 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につい
て

第 33 号議案 令和 6 年度笠松町一般会計予算について

第 34 号議案 令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計予算について

第 35 号議案 令和 6 年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について

第 36 号議案 令和 6 年度笠松町介護保険特別会計予算について

第 37 号議案 令和 6 年度笠松町水道事業会計予算について

第 38 号議案 令和 6 年度笠松町下水道事業会計予算について

第 39 号議案 笠松町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

一 般 質 問

第 6 号議案

令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 6 年 2 月 9 日 専 決

令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 3 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）

令和6年2月9日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和5年度笠松町一般会計補正予算書

令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）

令和5年度笠松町の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,956千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,384,653千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月9日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位:千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
14 国庫支出金		1,307,616	65,517	1,373,133	
	2 国庫補助金	450,005	65,517	515,522	
18 繰入金		300,969	4,439	305,408	
	2 基金繰入金	290,378	4,439	294,817	
歳入	合 計	8,314,697	69,956	8,384,653	

(歳出)		(単位:千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 民生費		3,013,524	65,517	3,079,041	
	1 社会福祉費	2,143,474	65,517	2,208,991	
7 土木費		758,580	4,439	763,019	
	2 道路橋梁費	304,456	4,439	308,895	
歳出	合 計	8,314,697	69,956	8,384,653	

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯物価高騰重点支援給付金事業	65,517
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	50,639

第 7 号議案

人権擁護委員候補者の推せんについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推せんしたいから町議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

氏 名	勅使川原久貴子
住 所	████████████████████
生 年 月 日	████████████████████

第 8 号議案

笠松町教育振興基金条例について

笠松町教育振興基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町教育振興基金条例

(設置)

第 1 条 小学校及び中学校における教育の振興の充実を図るため、笠松町教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金は、篤志者の指定寄附金を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第 6 条 町長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 2 項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 4

8 年法律第 5 3 号) 第 2 条第 2 項に規定する貯金等をいう。以下同じ。) として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第 4 9 条第 2 項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第 4 9 条第 2 項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(処分)

第 7 条 基金は、第 1 条の設置目的の財源にあてる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠松町育英基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 笠松町育英基金条例(昭和 4 6 年笠松町条例第 1 1 号)

(2) 笠松町児童、生徒健康教育振興基金条例(平成 5 年笠松町条例第 1 2 号)

(3) 笠松町光文庫整備基金条例(平成 1 8 年笠松町条例第 3 9 号)

(4) 下羽栗小学校整備基金条例(平成 2 2 年笠松町条例第 1 6 号)

(5) 笠松町修学助成基金条例(平成 1 9 年笠松町条例第 9 号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の条例の規定による各基金に属していた現金は、この条例の規定による基金に属する現金とする。

第 9 号議案

笠松町飼い主のいない猫対策基金条例について

笠松町飼い主のいない猫対策基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町飼い主のいない猫対策基金条例

(設置)

第1条 町内の飼い主のいない猫の保護活動に取り組む住民及び団体を支援することにより、その適正な管理を推進し、もって猫に起因する生活環境被害の軽減を図るため、笠松町飼い主のいない猫対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、篤志者の指定寄附金を積み立てる。

2 必要があるときは、前項の規定にかかわらず、町長が定める額を積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有効な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、

基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第10号議案

笠松町企業立地促進条例について

笠松町企業立地促進条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、笠松町（以下「町」という。）における企業の立地を促進するため必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって町政の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 規則で定める事業の用に直接供する工場、事業所及び附帯施設をいう。
- (2) 事業者 町内に工場等を設置する者をいう。

(奨励措置)

第3条 町長は、奨励措置として、事業者に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 工場等設置奨励金
- (2) 雇用促進奨励金

(奨励金の交付基準及び交付額)

第4条 前条各号に掲げる奨励金の交付基準及び交付額は、規則で定める。

(事業者の指定)

第5条 奨励措置を受けることができる事業者は、規則で定める交付基準を満たす者のうち町長が適当と認めて指定したもの（以下「指定事業者」という。）とする。

2 町長は、前項の規定により事業者を指定するときは、公害防止に関し、必要な条件を付することができる。

(指定の申請)

第6条 前条第1項の指定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(変更の届出等)

第7条 前条の規定により指定の申請をした事業者及び指定事業者は、当該申請又は指定の内容に変更を生じたときは、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、指定事業者から前項の規定による届出があったときは、当該指定について必要な条件を追加し、又は変更することができる。

(指定の取消し等)

第8条 町長は、指定事業者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、工場等設置奨励金若しくは雇用促進奨励金の交付を停止し、又は既に交付した工場等設置奨励金若しくは雇用促進奨励金の全部若しくは一部を返納させることができる。

- (1) 第5条第1項に規定する規則で定める要件を欠くこととなったとき。
- (2) 第5条第2項又は前条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 操業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
- (4) 工場等をその事業以外の用途に供したとき。
- (5) 偽りその他不正行為により奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。
- (6) 賦課された町税等の未納があるとき。
- (7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったとき。
- (8) その他町長が奨励措置を講ずることが不相当と認めるとき。

(報告及び調査)

第9条 町長は、第6条の規定により指定の申請をした事業者及び指定事業者に対し、当該指定に係る工場等の設置その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 11 号議案

笠松町監査委員条例の一部を改正する条例について

笠松町監査委員条例（昭和 39 年笠松町条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町監査委員条例の一部を改正する条例

笠松町監査委員条例（昭和 39 年笠松町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 12 号議案

笠松町部設置条例の一部を改正する条例について

笠松町部設置条例（平成 12 年笠松町条例第 32 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町部設置条例の一部を改正する条例

第 2 条の表企画環境経済部の項中第 10 号を第 11 号とし、第 2 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 情報化に関すること。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 13 号議案

笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町個人番号の利用に関する条例（平成 27 年笠松町条例第 35 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

笠松町個人番号の利用に関する条例（平成 27 年笠松町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 番号利用法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 番号利用法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「番号利用法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「番号利用法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

第 1 4 号議案

笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例について

笠松町空家等適正管理審議会設置条例（平成 2 7 年笠松町条例第 2 2 号）の一部
を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例

笠松町空家等適正管理審議会設置条例（平成 2 7 年笠松町条例第 2 2 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 条」を「第 2 2 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 15 号議案

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の給与に関する条例（昭和 30 年笠松町条例第 30 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員の給与に関する条例（昭和 30 年笠松町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「主幹、副館長、副所長、副支所長の職務」を「室長、主幹、副館長、副所長、副支所長の職務」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第16号議案

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年笠松町条例
第9号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月26日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年笠松町条例
第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「休日勤務手当及び期末手当」を「休日勤務手当、期末手当及び
勤勉手当」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第11条の2 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会
計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支
給について準用する。

第19条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第19条の2 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム
会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町の規則で
定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合にお
いて、給与条例第19条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受ける

べき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成4年笠松町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第17号議案

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年笠松町条例第15号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年笠松町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「第9項」を「第10項」に改める。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「を」を加え、「「の同号」とあるのは「の同条第1号」と」を「「同号に掲げる小学校就学前

子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とに改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第18号議案

笠松町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

笠松町敬老祝金支給条例（平成15年笠松町条例第2号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

笠松町長 古田 聖 人

笠松町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

笠松町敬老祝金支給条例（平成15年笠松町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満77歳、」及び「及び満99歳」を削り、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 当該年度中に満99歳に達し、8月1日現在において町内に住所を有する者

第3条第1項中「5,000円」を「、次の各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 前条第1号に規定する者 8,000円

（2） 前条第2号に規定する者 10,000円

（3） 前条第3号に規定する者 5,000円

第3条第2項第1号中「第1号」の次に「及び第2号」を加え、同項第2号中「第2号」を「第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第19号議案

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

笠松町長 古田 聖 人

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.0」を「100分の7.54」に改める。

第5条中「30,500円」を「31,900円」に改める。

第5条の2第1号中「20,800円」を「21,900円」に改め、同条第2号中「10,400円」を「10,950円」に改め、同条第3号中「15,600円」を「16,425円」に改める。

第6条中「100分の2.8」を「100分の2.85」に改める。

第7条中「11,500円」を「11,800円」に改める。

第7条の2第1号中「7,800円」を「8,100円」に改め、同条第2号中「3,900円」を「4,050円」に改め、同条第3号中「5,850円」を「6,075円」に改める。

第8条中「100分の2.3」を「100分の2.34」に改める。

第9条中「11,900円」を「12,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「21,350円」を「22,330円」に改め、同号イ（ア）中「14,560円」を「15,330円」に改め、同号イ（イ）中「7,280円」を「7,665円」に改め、同号イ（ウ）中「10,920円」を「11,498円」に改め、同号ウ中「8,050円」を「8,260円」に改め、同

号エ（ア）中「5, 460円」を「5, 670円」に改め、同号エ（イ）中「2, 730円」を「2, 835円」に改め、同号エ（ウ）中「4, 095円」を「4, 253円」に改め、同号オ中「8, 330円」を「8, 400円」に改め、同項第2号ア中「15, 250円」を「15, 950円」に改め、同号イ（ア）中「10, 400円」を「10, 950円」に改め、同号イ（イ）中「5, 200円」を「5, 475円」に改め、同号イ（ウ）中「7, 800円」を「8, 213円」に改め、同号ウ中「5, 750円」を「5, 900円」に改め、同号エ（ア）中「3, 900円」を「4, 050円」に改め、同号エ（イ）中「1, 950円」を「2, 025円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 925円」を「3, 038円」に改め、同号オ中「5, 950円」を「6, 000円」に改め、同項第3号ア中「6, 100円」を「6, 380円」に改め、同号イ（ア）中「4, 160円」を「4, 380円」に改め、同号イ（イ）中「2, 080円」を「2, 190円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 120円」を「3, 285円」に改め、同号ウ中「2, 300円」を「2, 360円」に改め、同号エ（ア）中「1, 560円」を「1, 620円」に改め、同号エ（イ）中「780円」を「810円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 170円」を「1, 215円」に改め、同号オ中「2, 380円」を「2, 400円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 575円」を「4, 785円」に改め、同号イ中「7, 625円」を「7, 975円」に改め、同号ウ中「12, 200円」を「12, 760円」に改め、同号エ中「15, 250円」を「15, 950円」に改め、同項第2号ア中「1, 725円」を「1, 770円」に改め、同号イ中「2, 875円」を「2, 950円」に改め、同号ウ中「4, 600円」を「4, 720円」に改め、同号エ中「5, 750円」を「5, 900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の笠松町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第20号議案

笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について

笠松町介護保険条例（平成12年笠松町条例第4号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

笠松町長 古田 聖 人

笠松町介護保険条例の一部を改正する条例

笠松町介護保険条例（平成12年笠松町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「35,100円」を「36,400円」に改め、同条第2号中「52,700円」を「54,700円」に改め、同条第3号中「52,700円」を「55,100円」に改め、同条第4号中「63,200円」を「71,900円」に改め、同条第5号中「70,200円」を「79,800円」に改め、同条第6号中「84,300円」を「95,800円」に改め、同条第7号中「91,300円」を「103,800円」に改め、同条第8号中「105,300円」を「119,700円」に改め、同条第9号中「119,400円」を「135,700円」に改め、同条第10号中「133,400円」を「151,700円」に改め、同項に次の3号を加える。

(11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 167,600円

(12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 183,600円

(13) 令第39条第1項第13号に掲げる者 191,600円

第3条第2項から第5項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「規定により」を削り、同条第6項及び第7項を次のように改める。

6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの笠松町の定める額は、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの笠松町の定める額は、620万円とする。

第3条第8項中「第6項の規定」を「第9項の規定」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「第6項中「21, 100円」」を「第9項中「22, 800円」」に、「49, 200円」を「54, 700円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの笠松町の定める額は、720万円とする。

9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22, 800円とする。

10 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22, 800円」とあるのは、「38, 800円」と読み替えるものとする。

第5条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笠松町介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第 2 1 号議案

笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成 3 0 年笠松町条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成 3 0 年笠松町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「(以下単に「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第 5 条第 3 項中「利用者の数が 3 5」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 0 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 1 6 条第 2 6 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 4 4」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居

宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第7項を第9項とし、同条第6項中「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、第5項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第7条第4項中「第5項」を「第8項」に、「次に掲げる方法」を「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの」に改め、同項第1号中「（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）」を削り、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸

与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条及び第16条を次のように改める。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（1） 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

（2） 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

（2）の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（2）の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（3） 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

（4） 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項

に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。) 以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の

同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第16条第2項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(ウ) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、

あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(18) の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(18) の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(19) の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に

必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第25条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「重要事項」の次に「(以下この

条において単に「重要事項」という。))」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項中「当該記録を整備した日（第2号に掲げる記録にあっては、当該指定居宅介護支援を提供した日の属する月の翌々月の末日）」を「その完結の日」に改め、同項第1号中「第16条第2項第4号」を「第16条第13号」に改め、同項第2号中「作成する居宅介護支援台帳に記録する次に掲げるもの」を「次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳」に改め、同号イ中「第16条第1項第4号」を「第16条第7号」に改め、同号ウ中「第16条第1項第8号」を「第16条第9号」に、「モニタリングの結果」を「サービス担当者会議等」に改め、同号エ中「第16条第2項第2号のサービス担当者会議等」を「第16条第14号に規定するモニタリングの結果」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条中「第16条第1項第12号」を「第16条第24号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第 2 2 号議案

笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について

笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成 2 4 年笠松町条例第 1 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例

笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成 2 4 年笠松町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 6 5 条」を「第 6 5 条第 1 項」に改め、同項中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、同条第 6 項ただし書中「当該定期巡回」を「当該指定定期巡回」に、「施設」を「敷地」に改める。

第 7 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 4 条中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

（8） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 3 4 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」と

いう。))」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号及び第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第10項に規定する」を「第11項の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該」の後に「指定」を加え、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該」の次に「指定」を加える。

第48条中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2

号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の22中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の26第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の39第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5） 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（6） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」

を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を同条第9号とし、第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

（7） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「他の事業所、施設等」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定

指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「、入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるために」、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合に

において診療を行う体制を、常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第7号中までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を「他の事業所、施設等」に改める。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第201条第2項第3号から第10号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7

号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2(新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

第 23 号議案

笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年笠松町条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年笠松町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」の次に「第1項」を加える。

第15条第1項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同項第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同項第4号中「次章の規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」と

いう。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない

第31条第2項第1号及び第2号イからオまでの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「居宅を訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第24条第3項(新条例35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第 2 4 号議案

笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について

笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例（平成 2 4 年笠松町条例第 2 0 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例（平成 2 4 年笠松町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 4 条第 6 項において同じ。）の運営」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例

第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「他の事業所、施設等」に改める。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」

に改める。

第 8 6 条中「及び第 6 1 条」を「、第 6 1 条及び第 6 3 条の 2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例（以下「新条例」という。）第 3 2 条第 3 項（新条例第 6 5 条及び第 8 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は、新条例第 5 3 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間は、新条例第 6 3 条の 2（新条例第 8 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

第 2 5 号議案

笠松町水道事業給水条例及び笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町水道事業給水条例及び笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町水道事業給水条例及び笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(笠松町水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 笠松町水道事業給水条例（平成 1 7 年笠松町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 3 4 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 3 9 条第 1 項中「水道法」を「法」に改める。

(笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年笠松町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

・ (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(以下「条例」という。)第4条第6号の者は、改正後の条例第4条第6号の者とみなす。

第26号議案

教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約の締結について

令和6年2月14日地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づき、仮契約した教師用教科書・指導書・デジタル教科書の購入について、次のとおり売買契約を締結するため、同法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年笠松町条例第9号）第3条の規定により町議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 教師用教科書・指導書・デジタル教科書 |
| 2 | 契約の金額 | 金9,139,160円 |
| 3 | 契約の相手方 | 岐阜県岐阜市安良田町1丁目17番地
株式会社林文堂
代表取締役 林 達 也 |

第 2 7 号議案

米野 5 2 号線坂路改修工事請負契約の一部変更について

令和 5 年 7 月 2 5 日議決の米野 5 2 号線坂路改修工事請負契約の一部を次のとおり変更するため、令和 6 年 2 月 1 5 日付けで変更仮契約した同工事について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により町議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

米野 5 2 号線坂路改修工事

- | | | | |
|---|-------|-----|-------------------------|
| 1 | 契約の金額 | 変更前 | 金 7 7 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| | | 変更後 | 金 8 1 , 4 3 8 , 5 0 0 円 |

第 28 号議案

町道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
3 2 7 8	田代 7 7 号線	田代	
		田代	
3 2 7 9	田代 7 8 号線	田代	
		田代	

令和 5 年度笠松町一般会計補正予算書

第 2 9 号 議 案

令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度笠松町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 2, 4 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 4 8 7, 0 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款	9 地方特例交付金				
		新型コロナウイルス感染症対策 2 地方税減収補填特別交付金	28,621	4,774	33,395
10 地方交付税				4,774	4,774
			1,402,000	63,000	1,465,000
12 分担金及び負担金		1 地方交付税	1,402,000	63,000	1,465,000
			131,650	△4,659	126,991
14 国庫支出金		1 負担金	131,650	△4,659	126,991
			1,373,133	△22,836	1,350,297
		1 国庫負担金	852,047	△5,248	846,799
		2 国庫補助金	515,522	△17,588	497,934
15 県支出金			633,578	△8,337	625,241
		1 県負担金	431,642	△2,075	429,567
		2 県補助金	161,345	△2,868	158,477
		3 委託金	40,591	△3,394	37,197
16 財産収入			3,077	△76	3,001
		1 財産運用収入	3,075	△76	2,999

(単位：千円)

(単位：千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 寄 附 金		4, 519	123, 333	127, 852
	1 寄 附 金	4, 519	123, 333	127, 852
18 繰 入 金		305, 408	△60, 752	244, 656
	2 基 金 繰 入 金	294, 817	△60, 752	234, 065
20 諸 収 入		47, 238	7, 987	55, 225
	4 収 益 事 業 収 入	7, 600	7, 700	15, 300
	5 雑 入	32, 637	287	32, 924
歳 入 合 計		8, 384, 653	102, 434	8, 487, 087

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	979,216	107,349	1,086,565	
	2 企 画 費	441,053	431	441,484	
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	328,967	118,660	447,627	
	5 選 挙 費	64,784	△2,652	62,132	
		26,698	△9,090	17,608	
3 民 生 費		3,079,041	△10,852	3,068,189	
	1 社 会 福 祉 社 費	2,208,991	9,523	2,218,514	
	2 児 童 福 祉 社 費	869,950	△20,375	849,575	

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生	費	1, 272, 649	△30, 655	1, 241, 994
	1 保健衛生費	496, 190	△5, 782	490, 408
5 農林水産業費	2 清掃費	776, 459	△24, 873	751, 586
		42, 823	41	42, 864
6 商工費	1 農業費	42, 049	191	42, 240
	2 林業費	774	△150	624
7 土木費		67, 771	△9, 000	58, 771
	1 商工費	67, 771	△9, 000	58, 771
9 教育費		763, 019	△7, 163	755, 856
	3 河川費	39, 807	△3, 355	36, 452
11 諸支出金	4 都市計画費	345, 675	△3, 808	341, 867
	1 教育総務費	1, 067, 153	△3, 231	1, 063, 922
11 諸支出金	2 小學校費	304, 928	△515	304, 413
	3 中學校費	201, 998	△1, 621	200, 377
11 諸支出金	5 保健体育費	127, 334		127, 334
		277, 370	△1, 095	276, 275
11 諸支出金		29, 064	55, 945	85, 009
	1 基金費	29, 064	55, 945	85, 009
歳出合計		8, 384, 653	102, 434	8, 487, 087

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	新型コロナウイルス対策事業	49,199
2 総務費	4 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	4,109
2 総務費	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	6,215
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援事業	18,676
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	3,053
7 土木費	2 道路橋梁費	道路修繕事業	37,180

令和 5 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第 3 0 号 議 案

令和 5 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 2 0 5, 8 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 県 支 出 金		1, 473, 388	△349	1, 473, 039	
	1 県 補 助 金	1, 473, 388	△349	1, 473, 039	
5 繰 入 金		277, 649	786	278, 435	
	1 他 会 計 繰 入 金	161, 449	786	162, 235	
8 国 庫 支 出 金			63	63	
	1 国 庫 補 助 金		63	63	
歳 入 合 計		2, 205, 364	500	2, 205, 864	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2 保 険 給 付 費		1, 456, 496		1, 456, 496	
	4 出 産 育 児 諸 費	9, 000		9, 000	
3 国民健康保険事業費納付金		603, 714		603, 714	
	1 医 療 給 付 費 分	411, 879		411, 879	

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 保健事業費		21,749		21,749
6 諸支出金	2 特定健康診査等事業費	20,042		20,042
		14,488	500	14,988
	1 償還金及び還付金	14,488	500	14,988
歳出	合計	2,205,364	500	2,205,864

令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算書

第31号議案

令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,708千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ367,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月26日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
4 繰入金		92,484	△2,708	89,776	
	1 他会計繰入金	92,484	△2,708	89,776	
歳入	合計	370,172	△2,708	367,464	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 後期高齢者医療広域連合納付金		349,233	△2,708	346,525	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	349,233	△2,708	346,525	
歳出	合計	370,172	△2,708	367,464	

令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第32号議案

令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,188千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,158,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月26日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
(単位：千円)					
1 保	款 險 料		401,850	900	402,750
		1 介 護 保 險 料	401,850	900	402,750
4 国	庫 支 出 金		462,847	21,151	483,998
		1 国 庫 負 担 金	346,244	5,526	351,770
		2 国 庫 補 助 金	116,603	15,625	132,228
5 支 払	基 金 交 付 金		514,996	23,829	538,825
		1 支 払 基 金 交 付 金	514,996	23,829	538,825
6 県	支 出 金		282,044	7,292	289,336
		1 県 負 担 金	268,232	6,792	275,024
		2 県 補 助 金	13,812	500	14,312
7 財	産 収 入		34	△27	7
		1 財 産 運 用 収 入	34	△27	7
8 繰	入 金		349,671	40,043	389,714
		1 他 会 計 繰 入 金	314,437	12,352	326,789
		2 基 金 繰 入 金	35,234	27,691	62,925
	歳 入 合 計		2,065,694	93,188	2,158,882

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		46,613		46,613
2 保険給付費	1 総務管理費	23,216		23,216
		1,877,831	88,402	1,966,233
	1 介護サービス諸費	1,740,595	82,509	1,823,104
	2 介護予防サービス諸費	37,951	△119	37,832
	3 介護諸費	1,935	129	2,064
3 地域支援事業費	4 高額介護サービス諸費	52,631	5,587	58,218
	5 特定入所者介護サービス諸費	44,719	296	45,015
		82,541	4,634	87,175
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	26,478	4,634	31,112
	2 一般介護予防事業費	3,450		3,450
4 基金積立金	3 包括的支援事業及び任意事業費	52,454		52,454
	4 介護諸費	159		159
5 諸支出金		31,932	△28	31,904
	1 基金積立金	31,932	△28	31,904
		26,277	180	26,457
	1 償還金及び還付金	15,685	180	15,865
歳 出 合 計		2,065,694	93,188	2,158,882

第 39 号議案

笠松町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

笠松町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

提出者	笠松町議会議員	安 田 敏 雄
賛成者	笠松町議会議員	長 野 恒 美
賛成者	笠松町議会議員	岡 田 文 雄
賛成者	笠松町議会議員	伏 屋 隆 男
賛成者	笠松町議会議員	田 島 清 美
賛成者	笠松町議会議員	川 島 功 士
賛成者	笠松町議会議員	高 橋 伸 治
賛成者	笠松町議会議員	關 谷 樹 弘
賛成者	笠松町議会議員	間 宮 寿 和

笠松町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、笠松町議会議員（以下「議員」という。）が笠松町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会

計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における笠松町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1） 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

（2） 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。